

# 令和4年度 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会（第3回） 議事録

## 1 日時

令和5年2月22日（水曜日） 午後4時6分から午後5時45分まで

## 2 場所

オンライン会議

## 3 委員（五十音順）

芝浦工業大学 建築学部長・教授	秋元 孝之（委員長）
東京大学生産技術研究所 エネルギーシステムインテグレーション社会連携研究部門 特任教授	岩船 由美子
一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 特別研究員	遠藤 純子
千葉工業大学 創造工学部 建築学科 教授	望月 悦子
株式会社インティ 代表取締役社長	山本 亨

## 4 議事

- (1) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度の改正について
- (2) 令和4年度優良特定地球温暖化対策事業所認定申請事業所の審査について

## 5 配布資料

- 資料1：これまでの検討会で出された御意見への対応
- 資料2：認定水準、評価項目の内容等を検討するための試験評価の実施結果
- 資料3：第四計画期間に向けたトップレベル事業所認定制度の検討
- 資料4：今後のスケジュール（予定）
- 資料5：令和4年度優良特定地球温暖化対策事業所認定申請審査結果一覧表
- 資料6：認定申請事業所の審査資料（8事業所）  
（事業所概要、認定申請審査シート、地球温暖化対策推進状況評価書）
- 資料7：令和4年度優良特定地球温暖化対策事業所取組状況報告結果一覧表

参考資料1：優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会設置要綱

参考資料2：令和4年度優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会委員名簿

参考資料3：優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会運営要領

参考資料4：評価項目一覧

## 6 議事内容

午後4時6分 開会

○安達排出量取引担当課長 これより、令和4年度第3回優良特定地球温暖化対策事業所、以降トップレベル事業所と称しますが、この認定制度に係る検討会を開会いたします。

本日委員の皆様にはお忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。また、議事進行中、傍聴の方は発言できませんので御承知おきください。なお、本日の会議資料につきましては、東京都環境局のウェブサイトに掲載しております。傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと存じます。

本日の検討会は、既に4回開催しております、東京都キャップアンドトレード制度の全体を対象として行う「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」、こちらが制度改正の内容を政策的観点から検討することに対しまして、本トップレベル事業所の検討会につきましては、トップレベル事業所認定制度を技術的な観点から検討する場として開催しております。

それでは次第に沿って進めてまいります。委員の皆様の御紹介につきまして、委員の皆様は参考資料2のとおり、第1回及び第2回と同様です。各委員の皆様の御紹介に代えさせていただきたいと思っております。

それでは早速ですが秋元委員長、これからの議事の進行につきまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

○秋元委員長 それでは、これより第四計画期間に向けたトップレベル事業所認定制度の改正について皆様の御意見を伺います。初めに、資料1「これまでの検討会で出された御意見への対応」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 では事務局より資料1につきまして説明します。これまでの検討会で出された御意見への対応です。

まず、1つ目ですが、こちらが第2回トップレベル検討会で各委員の皆様から頂きました御意見とその対応の考え方です。まず、1つ目が具体的な評価項目、および配点です。1点目ですが、制御システムが竣工時に正しく調整されずに引き渡されるケースが見受けられるということで、制御導入だけでなく、その制御を最大限利用しているどうかを評価することがとても重要ということで、御意見をいただいています。

2点目が、電気需要最適化が評価されることは非常に良いと話をいただいています。事業所の電化率が評価出来ると更に良いが、評価が難しいことは御理解をいただいたということです。

3点目です。空調する範囲を限定する、照明の照度を落とす、待機電力を小さくするなど、電気の需要を削減することが評価されるようになると、より良いのではないかと御意見をいただいています。

4点目です。配点の考え方を説明してほしい。また、廃止される評価項目や建築物環境計画書と連携した場合の得点への影響を確認してほしいとの御意見をいただいています。こちらのこの4つの御意見ですが、評価項目の内容や配点、詳細の基準について本検討会で提示させていただきます。

2点目です。認定申請時などにおける事務手続きの負担軽減です。

こちらについては、2つほどありまして、トップレベルの自己評価はコンサルタント会社に委託している事業所が多く、その障壁を低くするという意味でも事務負担軽減は良いのではないかと御意見をいただいています。

2つ目ですが、建築物環境計画書との連携も負担軽減になると考えるが、計算が複雑であるため、簡易に得点を算出出来るツールなどを準備したほうが良いのではないかと御意見をいただいています。この事

務負担の軽減の考え方や方法について、本検討会で提示させていただきたいと考えています。

続きまして、こちらが専門的事項等検討会、このトップレベルの検討会の中に2回開催されていまして、1つ目がまず第3回の検討会で出されました委員の皆様からの御意見です。1つ目が具体的な評価項目です。既存の評価項目、省エネ項目の取組具合が分かると良いのではないかと御意見をいただいています。2つ目ですが、省エネ、再エネの取組の促進です。削減義務率の減少について、新規認定事業所は廃止、既認定事業所には経過措置を設定という対応はバランスが取れており、非常に良いとの御意見をいただいています。・の2つ目ですが、削減義務率減少措置の撤廃及び超過削減量の上限撤廃について、事業者の意見を聞く必要があるのではないかと御意見をいただいています。

続きまして、こちらは第4回の検討会です。こちらは各団体様や事業所様からの御意見を聞く場となっています。その中で御意見を2つほど御紹介させていただきます。事務負担軽減が検討されているが、既存評価項目の見直しや新規評価区分の追加によって負担が重くならないようにしてほしいとの御意見をいただいています。2つ目ですが、トップレベル事業所認定取得の事務負担に対する認定のメリットが釣り合わないため、事務負担を軽減しつつ、魅力あるインセンティブをお願いしたいとの御意見をいただいています。以上が資料1の説明です。よろしくお祈いします。

○秋元委員長 ありがとうございます。若干パソコンの調子が途中悪くなりましたが、途中でおかしくなりましたらまた対応しますので御容赦ください。

資料1について、皆様からの御意見を伺います。御意見のある方は、画面の挙手マークを押していただきますようお願いいたします。その後、私から指名させていただき、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。今までの検討会で出された御意見が網羅されているかと思えますけれども、特段ここで御意見はないということでしょうか。では、また後ほど適宜御発言をいただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料2「認定水準、評価項目の内容等を検討するための試験評価の実施結果」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 では、事務局より説明します。資料2「認定水準、評価項目の内容等を検討するための試験評価の実施結果」です。こちらは、前回の委員会におきまして、実施させていただく旨の説明をしたところですが、その結果についての説明となります。

1つ目に、まず目的です。優れた取組を進める事業所の取組状況等を確認し、以下の3点の事項を検討することとしています。1つ目が各認定区分における認定水準、評価項目の区分ごとの配点です。2つ目が各評価項目の評価内容、評価水準です。3つ目が必須項目の不合格要件及びその緩和措置についてです。

実施の期間ですが、令和4年の12月下旬から令和5年1月中旬で実施しています。実施しました事業所ですが、こちらは第2回の検討会で予定していた事業所と同じ7事業所に実施しまして、その内訳につきましてはこの表のとおりとなっています。

その中で、主な実施結果として、我々で確認をしたり、この内容について反映していくべきというところについて説明します。新規項目を中心に取組状況を把握しました。認定水準や評価項目の配点、評価水準等を検討しました。以下のような対応を実施したいと考えています。

1つ目が敷地内の太陽光発電システムが3,000kW弱程度の設置をしている事業所がありました。こちらの事業所につきましては、今後も増設を予定されているとのこと。太陽光発電の設置要綱の評価基準検討の参考としました。

2つ目です。事務所の使用電力を100%再生可能エネルギー電気で賄っている事業所があったため、再

生可能エネルギー電気に関する評価項目がありますが、こちらの検討の参考としました。

3つ目ですが、浸水対策としまして、電気室などを上階に設置している施設がありまして、こちらの取組を採用している事業所があります。やはり震災以降建設されたところになるかと思いますが、そのようなところの事業所が多くあり、気候変動適応に関する評価項目というものがありますので、こちらの評価基準への反映をすると考えています。資料2は以上です。ありがとうございました。

○秋元委員長 ありがとうございました。資料2について皆様からの御意見を伺います。御意見のある方は、画面の挙手マークを押していただきますようお願いいたします。その後私から指名させていただき、御発言をお願いします。いかがでしょうか。御意見等、ありませんか。

では、特に無いようですので、次に行きます。ありがとうございました。

続きまして、資料3「第四計画期間に向けたトップレベル事業所認定制度の検討」について、事務局から説明をお願いします。

○安達排出量取引担当課長 資料3に基づきまして、今回の検討内容について御説明したいと思います。

最初に本日の検討事項ですが、本日は今年度最後の検討会ということで、これまでの検討の整理を含めてすべての事項について御説明したいと思います。

次のページにまいります。検討の順番ですが、最初に、前回の検討会の続きという形で、新設評価項目の柱であります再エネやゼロエミッション化等に関する評価項目につきまして、評価の内容や水準について御説明をしたいと思います。2点目として、事務負担の軽減につきまして、前回に御説明した方向性を少し深掘りした内容について御説明します。3点目に、これまでの検討事項のまとめとして、最初の目標像の考え方から新たな評価表の配点まで整理をいたしましたので、それらを御説明したいと思っております。

まず、新設する具体的な評価項目について御説明をしたいと思います。

こちらのページには、新設評価項目区分のIV、再エネ利用に関する評価項目ということで整理しています。左側にあります「評価項目の区分」と書いてあるところを御覧ください。オンサイト、オフサイトの再エネ利用とありますが、まずオンサイトの再エネ評価としまして、1.1から1.3の3つで考えております。

1.1及び1.2は、太陽光発電システムの導入を評価する項目ということで、1.1の方はオンサイトPPAを含めて設備容量の50kWをこの評価項目としての満点ということで基準を設定しようと考えております。この評価項目は現行の評価基準にもあるものですが、これまで30kWを満点として評価をしておりました。今回事業所の皆様の調査結果等を踏まえまして、水準を50kWに引き上げてはどうかということで考えております。また、この1.1では評価しきれない、50kWを超える太陽光発電設備が事業所に設置されている場合には、1.2で加点評価をするということを考えております。

また、1.3につきましては、太陽光以外の再生可能エネルギーを利用するシステムを設置する場合に加点をするという項目で、こちらについてはこれまでと同様の評価基準ということで考えております。

これらの評価基準の考え方について、次ページにデータを載せておりますので、そちらで御説明いたします。

左側を御覧いただければと思います。こちらは、都が8月に実施をしました全制度対象事業所の再エネに関する調査結果の一部です。上のグラフがオフィスビル等の区分I、下が工場等の区分IIの結果です。

多くの事業所がオンサイトの再エネ設備を設置していないということですが、設置している事業所の皆様の中では、オンサイトの場合ですと、右から3番目の柱にあります50kW以上を設置していれば積極的に取組を進めていると考えられるのではないかとということで、先程のとおり、50kWを満点水準と

して考えております。また、今回トップレベル事業所の皆様にお話をお聞きする中で、竣工当初は太陽光発電設備を設置していなかった事業所の中で、58kW の太陽光パネルを後から設置をした事例や、清掃用のゴンドラのレールの隙間のようなところを利用して20kW 程度のパネルを設置した例などもお聞きしました。そのため、キャップアンドトレード制度の対象となる大規模な事業所であれば、50kW 程度は達成可能な水準ではないかと判断をいたしました。

また、1.2 の加点項目につきましては、区分Ⅱのグラフを見ていただきますと、200kW 以上の事業所が数としても多いということがありましたので、1.2 の加点項目の満点といたしましては、200kW という形で設定をしているところです。

前のページに戻りまして、先程の 1.1 の項目については必須項目としたいと考えておりますけれども、事業所の状況によってはどうしてもオンサイト設置は敷地面積等から厳しいという場合もあると思います。その場合には、次の 2.1 オフサイトの再エネの取組によって代えることも出来るという形にすることによりまして、事業所の敷地面積等の条件にかかわらず得点を取れるという形にしてはどうかと事務局としては考えております。

その 2.1 のオフサイトの再エネのところですが、まずこの 2.1 自己託送やオフサイト PPA 等による再エネの利用につきまして、年間電力量として 500MWh で満点という水準で考えております。また、2.2 につきましては、更にその再エネが良質なもの、例えば追加性のある再エネとして、キャップアンドトレード制度を開始した 2010 年度以降、これは第四計画期間の開始時の 2025 年度から見ますと 15 年前ということになりますので、RE100 等の基準と同等レベルという年数になりますけれども、このような本制度開始以降の、事業所の皆様の積極的な再エネの取組や、バイオマス発電の場合には、その運搬時の CO<sub>2</sub> の排出量が少ないような国産調達された生物由来の廃棄物による発電等々といった設備であることが確認できれば、加点評価とするということを考えております。

なお、この 2.1 及び 2.2 の評価項目につきましては、一般的な PPA の契約を電力量で行うケースが多いということ把握しましたので、電力量で基準を設定するという形で考えております。こちらの説明も次ページにありますので、御覧いただければと思います。

右側に、環境省のオフサイトコーポレート PPA の事例ということで示しております。一番右の列を御覧いただきますと、一事業所当たりで見ただけの場合、小さければ、設備容量では 20kW、電力量でいきますと 20MWh 程度ということになるかと思っておりますけれども、その位のところから、大きいところでは一事業所当たりで 500MWh 以上の事例があるということが分かりましたので、これらの数字を参考に基準を設定してはどうかということで考えております。

続きまして、次のページにまいります。再エネ評価の 3 つ目の項目で需給契約での再エネ利用及び 4 つ目のダイヤモンドリスpons関係の項目です。

まず 3.1 のところですが、再生可能エネルギー電気の購入ということで、年間電力購入量に対して、100% を満点水準にするという形で考えております。また、3.2 につきましては、先程のオフサイトと同様に、3.1 の再生可能エネルギー電気が良質であれば加点をするということで考えております。こちら、次のページにグラフ等を用意していますので、御覧いただければと思います。

左側のグラフは、先程と同様に、8 月に都が実施をしました制度対象事業所の再エネ調査の結果です。こちら、再生可能エネルギー電気に全く切り替えていないという事業所が圧倒的多数ですが、導入を進めている事業所の中では 100% の事業所も多くありますので、これは RE100 対応の事業所様かと思っておりますけれども、満点水準としては 100% にするというでいかかかと考えております。

前のページに戻りまして、ダイヤモンドリスpons関係の項目です。まず 4.1 の駐車場のゼロエミッショ

ンビークル充電設備の関係ですが、こちらは現在、新築の建物に関する建築物環境計画書制度、こちらでも改正の具体的な内容を検討しております。それらの内容と連携する形で、充電器そのもの実装、もしくは将来充電器を設置出来るようにするための配管等の整備、この2つの観点から評価をしたいと考えておりまして、建築物環境計画書で検討されている基準をベースにして、充電器の場合でしたら4台以上で満点、配管等の整備であれば10台以上で満点とすることを考えております。こちらも次のページに資料を掲載しております。

まず、右側です。一番上の表は、試験評価を行ったことを先程資料2で御説明しましたけれども、そのトップレベル事業所の状況ということで整理しております。最も充電器を設置している事業所様ですと5台付いているというケースがあり、元々設置をしていないという0から、5までの範囲があるということを実況としてまず把握をしたということですが、下に載せています2つの表、こちらが現在検討されている建築物環境計画書の基準ということで、検討会の資料を載せておりますけれども、こちらを基準に基準を設定しようと考えております。なお、こちらの水準につきましては、駐車場台数として10台以上ということでこの資料上も記載がありますけれども、10台ということであれば、トップレベル事業所の規模からすると十分に対応可能な広さではないかと考えますので、敷地面積等による差はさほど生じないのではないかと考えております。

前のページに戻りまして、4.2のダイヤモンドリスponsに対応した設備の導入です。この設備に関しましては、上げ下げ両方のダイヤモンドリスpons対応が当然考えられるわけですが、今後の再エネ大量導入の時代というものを見据えていきますと、特に上げDRへの対応が重要になってくると考えております。建築物は長期にわたって使用されるということから、設備対応が早期にできているということは非常に重要だと、前回の検討会でも先生方から御意見をいただいておりますので、そういった上げ下げ両方に対応したシステムが導入されているということをもって満点水準として、下げDRのみということであれば、半分の評価ということでいかがかと考えております。なお、具体的なシステムの規模といったような要件につきましては、今後、実用化されている設備の調査等も十分に行いまして、ガイドラインに落とし込んでいきたいと考えております。

続きまして4.3のダイヤモンドリスpons契約に関して、こちらは前回の検討会でもお示ししていますが、インセンティブ型のダイヤモンドリスpons契約につきましては契約書で確認ができますので、この契約を締結していれば0.5点、需給調整の対応をしていれば満点水準ということで考えております。この需給調整の実績につきましては、たまたまその年度にダイヤモンドリスponsの要請が来なかったということも天候等によってはあり得ると思っておりますので、これについては、過年度分まで含めて評価を行うことでどうかと考えております。

続きまして、評価項目区分Vのゼロエミッション化や更に進んだ取組に関する事項の評価項目ということで、左側を御覧いただきまして、評価項目の区分1で、CO<sub>2</sub>排出・エネルギー消費等の削減状況ということで、6つ項目を設定したいと考えております。

上から2つまでの1.1及び1.2、こちらにつきましては、排出量ないしエネルギーかで2つに分けておりますが、ロードマップを策定するということですので。1.3から1.6につきましては、実績評価の部分です。

まず、1.1のゼロエミッション化へのロードマップの策定という項目ですが、こちらについては必須項目としまして、評価する内容としましては、事業所の省エネやオンサイト、オフサイトの再エネ利用等々によりまして、事業所のゼロエミッション化に向けたロードマップを、トップレベル事業所として必ず組織をしていますCO<sub>2</sub>削減推進会議、こちらで承認をされたものとして策定されていれば、会議の議

事録等でも第三者が確認することができますので、そういった形で策定をされている場合に 0.5 点、更にそれが対外的にも公表されているという状況が確認できれば満点で評価するという事で考えております。こちらにつきましては、事業所が 1 社のみで構成されているケースと、複数の事業者様がオーナーを構成しているというケースが考えられるわけですが、事業所の皆様からお話をお伺いする中で、前者の、1社で1事業所というケースであれば公表等も社として対応しやすいというお話がありましたが、後者の、複数の方が関係しているというケースは、やはり関係者全員の合意を得て予算承認なども含めて計画を作っていくという必要があるため、そうした作成をするということ自体、簡単なことではないというお話もお聞きしております。そういった実態を踏まえて、まず皆さんで合意をしたもので作成をするというところで点数を付ける、という形で評価することを考えております。

次の 1.2 ZEB 化へのロードマップにつきましては、先程のエミッション部分のエネルギー版ということになりますけれども、同様の考え方に基きまして、オフサイトの再エネも含めて計画を作成すれば 0.5 点、公表までできていけば満点で評価をするという事で考えております。こうしたロードマップにつきましては、作成ももちろんですが、作成した後の実行というものももちろん重要になってくるかと思えます。この点につきましては、これまでのトップレベルの評価基準の中にも、削減目標を立てて、実績を集約して評価をするという項目が、ローマ数字 I の一般管理事項のところに既にありますので、そうしたところもしっかりと取り組んでいただく、また、それをももちろん検証するという事ですけれども、そういったことに着実に取り組んでいただくことによりまして、事業所の皆様の継続的な削減といったものをどんどん進めていただくという形にできれば良いのではないかと考えております。

続きまして、1.3 CO<sub>2</sub> 排出量の削減実績ですが、こちらにつきましては、第四計画期間の義務率が 50% という事で、今、都から御提示をしているところですので、ここをまずクリアをするという事で点数が入り始める水準と置きまして、キャップアンドトレードの制度対象者及びキャップアンドトレードに限らず国内のさまざまな進んだ取組を進めていらっしゃる企業の皆様の 2030 年の目標値等に鑑みまして、75% を満点水準という事で評価できれば良いのではないかと考えております。この 75% という数字につきましては、第 3 回の専門的事項等検討会でも御提示しまして、委員の皆様から大きな反対等の御意見はいただいているという水準となっています。

続きまして、1.4 一次エネルギー消費量の削減実績ですが、こちらにつきましては、最低の水準を、25% 台をスタートと置きまして、満点水準につきましては、都の 2030 年時点の産業・業務部門の削減目標 35%、この項目にはオフサイト再エネといったものは含まれませんので、そうした都の全体の削減目標よりも高いところで 50% に設定してはどうかという事で考えております。この 1.3 及び 1.4 の削減実績につきましては、キャップアンドトレードの指定事業所となった年度の緩和措置等については検討する必要があるのではないかと、※のところに注釈を付けております。

続きまして、1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合というところで。

こちらの項目は、以前からこの検討会の委員の皆様からエネルギー自給率のような形で省エネと再エネどちらも反映されるような項目があったら良いのではという御意見をいただいていたので、こちらに鑑みまして設定してはどうかと考えているものです。ただその場合に、エネルギー種別のところで第四計画期間、2029 年度までですけれども、この時点で電気以外のエネルギーも含めて設定をしてしまいますと、そういったエネルギーの利用割合の高い事業者様がどうしても不利になってしまうということも懸念されますので、今回は、まずは電気エネルギーに絞った形での設定を検討してはどうかという事で考えております。こちらの内容といたしましては、分母側に省エネの効果も反映されますオンサイト、オフサイト、また電気契約等をすべて含めた電力量を持ってきまして、分子側に再エネによる電力量ということ

で、再エネで賄っている部分だけを分子に置くという形にしますと、使用エネルギーを削減すれば分母が小さくなり、再エネをたくさん導入すれば分子が大きくなって、この割合が大きくなるということで評価できるのではないかと考えております。水準につきましては、都の 2030 年の目標であります再エネ電気の利用割合が 50%ですので、それ以上のところで点がつき、100%のところで満点とするという水準でいかがかと考えております。

続きまして、1.6 特定温室効果ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績ですけれども、こちらはキャップアンドトレードの義務対象となりますエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の、例えばメタンや N<sub>2</sub>O、あるいはフロンといったようなガスの削減に取り組んでいらっしゃる事業所が加点項目として得点出来る項目として、これまでの事業所の実績を基に設定をしてはどうかと考えている項目です。

ここまで御説明をしました削減実績系の水準につきまして、次ページにデータを御用意しておりますので御覧いただければと思います。まず、左側です。こちらは第 1 回の検討会でもお示しをしておりますけれども、制度対象事業所及びトップレベル認定事業所の、2019 年度実績としての CO<sub>2</sub> 及び一次エネルギーの削減実績ということです。上が CO<sub>2</sub> で、下が一次エネルギーということですが、2019 年度時点で、CO<sub>2</sub> で 75%以上削減、あるいは一次エネルギーで 50%以上削減といったような実績のある事業所もあるということで、第四計画期間は当然この 2019 年度よりもだいぶ年次としては先になりますので、更に多くの事業所の皆様がこうした水準に上がってくるということを想定して、先程のような形で水準を設定してはどうかと考えております。また、右側の表ですけれども、今の制度対象事業所のうち、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外のガスの排出実績を報告している事業所の皆様のデータということになっております。高いものですと 9 割以上削減しているという事業所様から、低いほうでも 2 割程度削減実績があるという事業所様のデータがありますので、こうしたものを基準値の参考にしているということです。

続きまして、評価項目の区分 2 の適応策及び 3 のその他の環境配慮の取組という評価項目ですが、まず、2.1 気候変動への適応というところです。先程、資料 2 の試験評価の実施結果のところでも御紹介しましたけれども、例えば電気室といったものを上の方の階に設置しているといった対策があったということも含めまして、現在、新築の建築物環境計画書制度の中で、こういった観点についても検討が進んでいるところですので、そうした中身も勘案をしまして、取組状況の内容によって、0.5 点、ないし満点の 1 点という段階に分けて評価をすることで考えてはどうかと検討しております。

その下、3.1 の持続可能な低炭素資材等の利用というところですが、こちらは建物の建設、あるいは更新のタイミングで低炭素資材の導入をしていけば評価をするというもので、こちらにつきましてもさまざまな資材につきまして、建築物環境計画書制度で検討が進んでいますので、その評価の中身なども踏まえまして、取組状況に応じた評価を考えております。先程の 2.1 の適応策の部分とこの低炭素資材の部分につきましては、竣工年度による緩和措置も検討していく必要があると考えております。

その次ですが、3.2 建設更新時の CO<sub>2</sub> 排出量の把握です。いわゆるエンボディド・カーボンを出しているかどうかといった評価になりますけれども、算出に当たりますと、事業所の床面積だけを入力すれば計算結果が出てしまうような簡易的な計算方法はなかなか難しいかと考えておりますけれども、具体的にどういったやり方、あるいはソフト、計算方法であればいいかという要件につきましては、今後ガイドラインの中でしっかり規定をして、間違いのない、認識のずれのない評価になるようにしたいと考えております。

続きまして、3.3 です。こちらはテナントビルの場合の加点項目ということになりますけれども、通常はテナントが入替わるタイミングで原状回復義務を課しているケースが多いかと思いますが、原状回復をしてしまうと、新たなテナントの内装工事で廃棄物がたくさん発生するということが考えられますので、



そうしたものが発生しないような工夫、あるいはルールといったものをしっかり設定しているという事業所様を評価するというような項目として検討しているものです。

最後、3.4 ウェルネスに関する評価項目です。これにつきましては、前回の検討会でも御報告をしましたが、ウェルネスの一つ一つの事項をたくさん取り込んでいきますと、非常に点が大きくなってしまふ恐れもあるということで、ウェルネス認証を取得していれば得点出来る項目という形で、分かりやすい項目として設定するという事で考えております。

続きまして、事務手続き負担の軽減のパートに入っていきます。

まず、1 ページ目です。こちらにつきましては、前回の検討会でもお示ししましたトップレベル事業所の現行の認定方法のステップの説明です。事業所の認定に当たりましては、やはり信頼性の確保と事業所の皆様の負担軽減の両立を図る必要がありますけれども、本日は認定申請におきまして、特に事業所の皆様から御要望の多い、Step1 の書類を作成して自己評価を行うという段階、それから Step2 の第三者検証を受ける段階といったところを中心にしまして更に対応を検討しましたので、次ページにて御説明したいと思います。

Step1 の部分ですけれども、自己評価を行うために、調書といったものを作成していただく必要があるということですが、こちらの黒丸の1行目、かっこ内にありますFCU、ファンコイルユニット、あるいは変圧器、昇降機といったような事業所の皆様のところに多数あるような設備等につきましては、まとめて記入が出来るような工夫をするといったことで、少しでも自己負担が軽減出来るような工夫を私どもとしても考えていきたいと思っております。

根拠資料の作成方法の見直し、と記載がありますけれども、私どもが事業所様の御意見などをお聞きする中で、やはり現地の検証のタイミングにパイプファイルを非常にたくさん揃えていただき、そういったことをする作業がなかなか大変だというお話がございます。根拠資料につきましては、項目順にコピーを取ってファイルをして、ということ必ずしもしなくても出来るやり方などもあるかと思っておりますので、そういった事業所様の御意見を踏まえた工夫なども含めて、負担軽減策というものをより一層考えていきたいと考えております。

続きまして、Step2 の第三者検証の段階ですけれども、こちらにつきましては、事業所の皆様からは、実地調査の拘束時間に非常に負担感があるというお話をお聞きしております。私どもといたしましては、それを半減程度にするということを想定しながらこちらの記載をしておりますけれども、例えば検証機関が、事前に根拠書類を確認するという事を更に進めることによりまして、実地での調査の時間を短くする、あるいは、少しグレーの背景を付けています真ん中辺りですけれども、抜き打ちサンプリングといったものを効果的に活用することによりまして、現地での拘束時間を少し短く出来るような工夫を重ねるといったことで考えていきたいと思っております。

また、新規、継続それぞれの事業所様によって色々な状況があるかと思っておりますけれども、継続して認定を受けてくださっている事業所様の場合には、過去の評価書のデータといったものもありますので、そういったことも含めてうまく軽減につながるような内容を検討していきたいと思っております。

また、一番下の Step4 の適合状況の報告ですけれども、適合報告に関しましては、1 回認定を受けた事業所様が毎年度検証などを受けずに、報告という形で毎年度していただいているものになりますが、新たな第四計画期間の認定区分におきましては、削減義務率の減少といった措置も原則としては無くなるということも踏まえまして、新たな制度に即した適合報告の負担軽減方法についても積極的に検討していきたいと考えております。

続きまして、これまでの検討事項のまとめというところで御説明をしたいと思います。

まず、1枚目は新たな目標像ということで、こちらはこれまでも先生方に御確認いただいているところです。今までの制度ですと、省エネを中心とした認定として続けてきたところですが、今後につきましては、省エネプラス再エネ、プラス更に高いレベルで高みを目指していただくという形での目標を設定してはいかがかという中身を記載しております。

続きまして、トップレベルの認定区分につきまして、従来は準トップとトップの2区分でしたが、3区分、更に一番高いレベルのトップレベルAAAと記載があります区分を加えた3区分にしていくということで考えていきたいというものです。赤字のところは前回の検討会から表現を更にブラッシュアップしたところですが、認定水準につきましては、Aのところから、70.0点以上という形で具体的な点数を記載しています。

また、必須項目につきまして、先程御説明をしました新たな評価項目の柱、4番目の再エネの部分、あるいは5番目のゼロエミッション化等の項目につきまして、必須項目の数を書き込んだということです。また、不合格要件の数につきましても、こちらは従来のトップレベルに相当するところが今回のAA、真ん中の部分ということになりますけれども、これまでトップレベルでは不合格要件ゼロということで規定をしておりましたので、これまでと同じI～IIIの評価項目区分に関しては従来どおりゼロということで不合格要件を置きたいと考えております。新規に加わります4番目と5番目の柱、こちらにつきましては、IV、Vを合わせて2つ以内ということで不合格要件を考えてはどうかということが、この赤字の趣旨です。同様に一番左、Aのところ、これまでの準トップレベルに相当するところに関しては、I・II・IIIにつきましてはこれまでの準トップレベルと同様2つ以内、また、新規に加わりますIV、Vのところでも2つ以内ということで記載をしております。竣工年に関わる不合格要件数等の緩和については、引き続き検討したいと考えております。

また、認定への促進策のところですが、こちらは第3回の専門的事項等検討会の中で、削減義務率の取り扱いにつきまして委員の方々から大きな反対がなかったということがございましたので、義務率減少としては措置はないけれども、超過削減量の発行上限の撤廃といったことについては検討したいということで、こちらに記載をしております。また、義務率の取り扱いにつきましては、既に認定をされている事業所様の場合には、現時点で既に2分の1ないし4分の3といった義務率軽減措置を受けていらっしゃるもので、いきなりそれを撤廃するということとなりますと義務率の数字の変動が大き過ぎるということで経過措置を設ける、ということで、従来で言う準トップレベルに相当するトップレベルAのところから、これまでのトップレベルに相当するAAのところにつきましては、その数字を入れ込んでおります。また、こちらは主な促進策ということで記載をしておりますが、その他の促進策につきましても引き続き検討するというところで一番下に、※で記載をしております。

続きまして、認定方法です。こちらにつきましては、既に先生方に御確認いただいているところから、特段大きな変更を加えておりません。全ての認定区分につきまして、1回の申請で最初から認定水準を満たせば、トップレベルAAAの認定も可能だという考え方を整理しています。また、新たに建築物環境計画書制度と連携したルートを新設するというところで、下に要件についても記載をしております。

続きまして、建築物環境計画書制度と連携した場合の具体的な計算方法、換算について説明をしております。上の方に記載しております枠内の説明については従来と同じです。換算する時に使う変数としましては、PAL\*低減率とERR、そして未評価技術、この3つでいきたいということですが、今回、真ん中のERRのところは緑色を付けております枠につきましては、第2回で先生方に御説明した内容から少し変更を加えたいということで、今回改めて御提示しております。

御覧いただきますと、ERRの説明のところ「既に認定された事業所でのシミュレーションを踏まえ」

と記載がございます。私どもの方で、実際に認定をされている事業所様がこの換算方法で行った場合にどのくらいになるかを確認させていただき、その結果を踏まえまして、下の図にあります、まずERR40の時に最初につく点数、前回こちらは0.5としていたのですけれども、こちらを0.8に少し引き上げるということで修正させていただきたいということと、ERRの上限のところ、前回50としていたのですけれども、40と50ですとなかなか差がつきにくいかということを考えて、75以上ということで、ここは上げていってはどうかということで記載しています。また、調整率については、前回0.9としていたのですけれども、少し厳し過ぎるかということもありましたので、5%減くらいの水準で設定をしたほうが差がうまく換算出来るのではないかということで、このような形で御提案させていただければと思っております。

続きまして、こちらは認定項目の考え方です。こちらは、前回までと考え方を変えていません。既存項目、そして新設項目につきまして、こちらに示すような考え方で設定をしたい、また、新設の項目につきましては、冒頭のところで御説明をしたとおりです。

続きまして、評価項目の配点です。これは今回初めて御提案するものになりますけれども、今回I～Vの柱のすべての項目が出揃ったということで、こちらの配点を検討しております。

緑の枠を御覧いただければと思います。まず1つ目のところです。これまでの先生方の御意見で、やはり省エネをしっかり最初に行うことが大事だということを繰り返しお話いただいてきたかと思っておりますので、省エネに関する評価項目の配点というものをまず高くするというを基本に置きまして、以後の検討を進めたというところです。

緑枠の2つ目ですが、再エネの評価項目区分の中におきまして、オンサイト、オフサイトにつきましてしっかり重み付けを行う。これはキャップアンドトレード全体の制度の考え方に合わせている考え方になりますが、そのところで重み付けを行いまして、それを中心に相当量、質の高い再エネを導入していただくということにすれば、これまで準トップレベル相当、省エネだけであると準トップレベル相当だったという事業所様でもトップレベルAA、つまり今で言うトップレベル相当の認定が可能になるような配点、具体的には例えばIVのところ、10点くらいを割り振るというイメージになりますけれども、そういった形で割り振ってはどうかということが2つ目の趣旨です。また、3つ目ですけれども、これらに加えて、新設の評価項目区分IV、Vを追加することによりまして、今までのI～IIIのところの得点が端的に言えば減少してくるということになりますので、そうしたことの影響も勘案をしまして、省エネに相当するIIとIIIの柱のところ、そして新たに加わる再エネ、ゼロエミのIV、Vのところの比率をおよそ3.5対1、と3倍強省エネの方に重きを置くといった配点に設定してはどうかということが今回の御提案です。

また、最後の4つ目、加点項目に関する考え方ですけれども、従来のI、II、IIIの合計点が80点ということに今回なるのですが、それに対しての加点項目が20点ありましたので、同様の比率で新設の項目IV、V、20点ありますので、同じ比率でいくと5点分が加点ということになります。この20+5の合計25点を新しい評価表での加点の上限値にしてはどうかということで記載しております。

続きまして、最後になりますけれども、こうした考え方でいった場合の今まで認定されている事業所様がどのような形で点が変わったり、取組をするかといったようなものを、あくまでイメージですけれども、御参考ということで付けております。現状トップレベルの方々の平均がだいたい85点くらいを取られているようなケースが多いのですが、仮に今、I～IIIのところ、85点だったとしまして、それを新基準で換算するということと、そこからIVとVの新たな取組を追加する時に、例えば再エネの中で良質なオフサイトPPA、600MWh程度契約をするといったこと、あるいはZEVの充電設備4台の設置を新たにするとといったことで、だいたい7点くらい取れるのではないかということ。それから右側のゼロエミッション化

等のところでは、ロードマップ等はもちろんお作りいただく、これは必須項目なので作っていただくということですが、そういったことに、再エネの取組を踏まえまして例えば CO<sub>2</sub> の排出削減が 65% くらいまで進み、一次エネルギー消費量として 35% くらいまで削減をし、そして適応策のプラスアルファの取組といったものも実施するというようなことを積み上げますと、7 点くらい取れるようなところにいるのではないかとということで、I から III の新評価基準での換算と今の IV、V の部分を加起来 82 点くらい取れるということになりますと、新たな認定区分で言うところのトップレベル AA と、従来で言うトップレベル相当で引き続き認定を受けられるくらいの取組内容になるということで整理をいたしました。こちらについてはあくまで御参考ですが、先生方から全体を通しましてさまざまな御意見等をお聞きできればと考えております。少し長くなりましたが、御説明については以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。それでは、これは、分けて御意見を伺いたいと思います。この資料 3 の「第四計画期間に向けたトップレベル事業所認定制度の検討」のスライドの 2 枚目から 11 枚目までの具体的な評価項目について皆様からの御意見を伺いたいと思います。御意見のある方は、画面の挙手マークを押していただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、遠藤委員、その次に望月委員、お願いします。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 ありがとうございます。全体的に新しい項目ということでもあるので、なかなか基準作りが難しかったと思います。御苦労されていると思いますが、そのような中で一応現状分析をベースに置いて、基準作りをされているかと思います。それについては、今度の評価項目区分の I、II、III のカテゴリになる項目については、従来もそういった形で現状分析をされて、特に頑張っているような事業所がやっている、導入を実際にできている内容を満点に置いて、皆がそこに向けて頑張ってもらおうという考え方だったのかと思います。その考え方をそのまま新しい項目すべてに入れていくと、なかなか東京都さんが望むべきところまでの水準に行かないような、満点だと行かないようなところもあるのではないかとというような感触を受けたのですが、そうはいつでも、必須項目というものがあって、そこは取りこぼしてしまうと、トップレベル認証されないということもあり、やはり現状を分析した結果で基準を作っていく必要があるかと思いますが、ただ、必須以外の加点でやる項目については、考え方を少し変えて、望まれるべき水準というものを満点にしていくという考え方ももう少し意欲的に取り組んでもいいのかという印象を受けました。具体的に言うと、例えば 9 ページ目です。

1.4 の一次エネです。一次エネ、これは必須項目ではないということだと思いますが、第三期間の削減義務率が 27% と 25%、区分 I、II で 27% と 25% ということなので、ほぼ排出係数が一緒に計算しているもので、一次エネルギーと同じだとすると、0 点が第三計画期間の義務率と同じくらいになってしまいます。今、実績ベースで 33% くらいいっている平均で、キャップアンドトレードの皆さんは、平均で 33% くらいいっているという話も聞いているので、0 点の水準が少し 25% ということはどうなのかということ少し感じました。もう 1 つ追加で言うと、今度省エネの II の項目を建築物環境計画書制度の ERR を引用して評価出来るようにした時の最低が ERR40 という数字になると御説明いただいたと思いますが、そこと比べても何となく弱い感じがして、そのあたりは少し検討の余地があるかと思いました。ここまで、私からは以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。それでは、東京都からお答えはいただけますか。

○安達排出量取引担当課長 遠藤委員、御意見を大変ありがとうございます。一次エネルギーにつきましては、都の目標値、産業・業務部門 35% といったものも含めて考えているところですが、おっしゃるとおり、キャップアンドトレード全体を固定排出係数で計算した時の、比較した時にどうであるかということについては、改めて確認と検討を進めたいと考えております。御意見を大変ありがとうございます。

います。

○秋元委員長 大変貴重な御意見でした。御検討をよろしくお願いします。

それでは続いて望月委員から御意見ををお願いします。

○望月委員 御説明いただき、ありがとうございます。私も、実状を踏まえて満点のところの基準を引き上げるなど、点数の付け方について非常に納得はいましたが、2点ほどお尋ねしたいところがあります。今のこのページの太陽光発電のオンサイトとオフサイトのどちらで賄うかというところなのですが、今のオンサイトの評価方法ですと、設置している量が多ければ多いほど評価点が高くなります。でも、実際には敷地条件的にそこまで量を設置できない場合もあるので、その分はオフサイトで賄えば良いという話だったかと思います。この評価方法については納得がいきますが、オンサイトとオフサイトを混合した場合と、オンサイトのみで行った場合とで、評価点がどのような関係になるのか、教えてください。

もう1つの疑問点ですが、今回は省エネと再エネの両柱で行くという話があり、再生可能エネルギーの全体の電力消費量に占める割合が出来る限り100%に近いほうが評価されるようになっていきます。これについては納得するのですが、分母が大きい場合、つまり使うエネルギーが多い時に、再生可能エネルギーで全部賄えばいくら使っても良いのではないかと受け取られかねないという気がしました。全体の分母が少なくなって100%に近いものと、分母も大きくなって100%に近いものとは意味が違いますので、この点についてどのように考えられているのかをお尋ねしたいです。以上2点です。

○秋元委員長 ありがとうございます。安達さん、お答えいただけますか。

○安達排出量取引担当課長 望月先生、ありがとうございます。まず1つ目のほうのオンサイト、オフサイトを両方やっている場合はどうなるかということですが、これは、それぞれの点がそれぞれに加わっていくという形ですので、その取組をたくさんやっていただいた分点が高くなるということを基本に、今考えているというところでは。

もう一つの省エネと再エネの関係性と言いますか、全然エネルギー削減をしていないのではないのかという方々に対して、削減をしなければたくさん再エネで賄うということも、それはボリューム的になかなか大変なところになるだろうと思いますので、そこをうまく削減していただきたいというか、結局それがコスト削減につながることもなるので、お取組としては期待をしたいというところでは。省エネの程度そのものは、例えば他の、先程遠藤委員からもお話がありました一次エネルギーの項目であったり、そもそも評価項目区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのところは省エネ項目を中心にトップを評価しておりましたので、しっかり、さまざまな高効率の設備を入れたりなどしていかないと下がっていかないとところもあろうかと思えますので、項目の組み合わせの中でエネルギーも減らし、かつ再エネも増やし、という方が一番得をするという形で更に検討を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○望月委員 ありがとうございます。

○秋元委員長 実際、どのようなパターンが出てくるかということも踏まえて検討を進めていただければと思います。ありがとうございます。

岩船委員、手が挙がっていますか。お願いします。

○岩船委員 ありがとうございます。非常に詳細に練られて作られたと思いましたが、お疲れさまでした。私は、正直実際評価してみないと分からないようなところもあると思いますが、例えば9ページで再エネの電気の割合、一次エネの削減実績やあとは必須項目であるCO<sub>2</sub>排出量、これらはある意味重複するような項目だという気もしなくはないので、実際、例えば既存のトップレベル事業所に今回の評価基準を当てはめた場合どのような点数になるか。それで再エネの導入量を、需要を、省エネ率のようなものと、実際の数字と照らし合わせて積み上げられる評価点が合理的かどうかというチェックは一旦してもいいのかと思

ました。少し重複しているのではないかとこのところが気になったという点です。

2点目は、DRのところ、7ページです。これはダイヤモンドリスponsを入れていただいたことはいと思います、お話にも確かあったと思いますが、4.2に関しては、下げDR、上げDRの設備というのが、具体的にどのようなもので、しかも全体の需要に対してどのようなボリュームなのかということもやはり規定しないと、単純に小さい蓄電池1個を入れて大丈夫ですという話でいいのかなど、そのあたり設置義務の量ということも評価に加える必要があるかと思いました。

3つ目が良質な再生可能エネルギー、オフサイト PPA というようなところがあったかと思いますが、これは良質なオフサイトというものが、バイオマスの話になっているかと思いますが、オフサイト PPA を認める場合に、やはり自分のところではないところで、太陽光発電を設置することも含まれると思います。その時に、それが例えば森林破壊をして、森林を壊して造ったような PPA でいいのですかという議論というものもあると思いますので、バイオマスだけではなく、オフサイト PPA、例えば太陽光などでも環境を配慮したもの、それは例えばその地域のローカルな何かルールで担保されるのかもしれませんが、そこでの環境適合性のようなものも少しチェックしていただいて、それも良質な、ある意味言葉として加えていただくようなことも必要かと思いました。東京はどうしても需要地という印象が強くて、よそで使った再エネを持ってきているような、そのような不公平感ということも必ず議論に上がりますので、ここは少し配慮していただければと思います。以上です。

○秋元委員長 大変大事な観点かと思いますが。いかがでしょうか。お答えいただけそうですか。

○安達排出量取引担当課長 岩船先生、御意見を大変ありがとうございます。3点お話を頂いたところですが、まず1つ目の項目評価の重複の関係です。また恐らく先生のお話の御趣旨は、点数と削減効果といったところの関係性も御懸念されているということかと理解をしていますが、1つは項目の評価に関しては、V1.5のところ、例えば再エネ電気の利用割合といったところに関して、その前のところにあるIVの柱は、オンサイトはオンサイト、オフサイトはオフサイト、単純な設備容量であったりというような評価になりますが、このV1.5の場合には、省エネ効果も含めた複合の評価ということなので、観点そのものはまた別のものということになりますけれども、再エネについてある程度重きを置いているというところは、都側の政策的な意向ということもありますので、そういった意味で先程の望月先生のお話もございましたが、オンサイト、オフサイトの両方をやっていたら、それぞれきちんと点が入っていくということも含めて、再エネの取組というものをどんどん進めていきたいという考え方も反映をしているという観点もあります。一方で、省エネのようなエネルギー消費に関わる点数の割り振りのようなことが、再エネの場合、確かに省エネよりやり辛い部分もあると思いますので、私どもとしては今、基本的にはやはり設備容量等導入量が多ければ点が高くなるという傾斜については付けていきたいと考えておりますので、そういったところの関係性について、改めて確認してみたいと思っております。

2点目のダイヤモンドリスponsのシステム、この設備容量に関しては、先生がおっしゃるように蓄電池1個では、というお話は当然ありますので、この部分については、今後、上げDRに関わるシステムといったものがどういった形でどのくらいの容量でということ、少し精緻に調べていきたいと思っております。その調査結果を踏まえまして、容量的に、先生がおっしゃったような、簡単に1個置けばいいという形ではない形の評価になるようにしたいと考えております。

それから3つ目の点です。オフサイト PPA 等で、特にこの良質というものをどのように評価するかということかと思いますが、先程追加性と、バイオマスに関しては持続可能性といった観点で御説明をしておりますけれども、追加性に関しては、バイオマスに特化したものということでは必ずしもなく、太陽光、PVも含めたような形での評価で今考えております。その他にも、いわゆる良い再エネといったも

のはこのような性質が、というようなことが一般的な情報としてもよく出されておりますので、ここに記載したもの以外についても、きちんと検証が出来るような形で確認出来るものについて、積極的に取り込めるようにしたいと思います。先程お話のありました森林破壊があるかないかというところ、どのように検証というか確認をするかというところ、非常に難しい部分もあるのかと思いますので、私どもとしては、例えばトラッキング等できちんと追いかけていけるような、証明をされるようなものについて、このところで加点評価をするということを考えておりますので、大丈夫ですというようなお言葉を聞くだけではなかなか点を入れるということは難しいかと思っておりますので、そうした証明の第三者検証が可能かどうかといった観点も踏まえまして、項目の精緻化をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○秋元委員長 トラッキングや抜き打ちのような検査の話もありましたので、お考えいただきたいと思いません。よろしいでしょうか。

では、山本委員、お願いします。

○山本委員 ありがとうございます。先程の望月委員と岩船委員に共通することですが、まず太陽光発電システムの導入の今、No.1.1ですが、ここが必須項目になっています。例えばその事務所内にどうしてもこの太陽光発電が置けない。その場合にオフサイト PPA から購入してくる、電気を持ってくるという場合もあるかと思いますが、そのような事業所さんの場合は、この必須項目が取れないということになってしまうのでしょうか。印象として、1.1の中に2.1 オフサイト PPA を一緒に考えられないのかと少し思ったのですが、その辺はいかがでしょうかということが1点です。

それから2点目が、先程からありますように、4.2のダイヤモンドリスponsの方の上げDRの件ですが、これは私の印象で申し訳ないのですが、上げDRとした時に、どうしても無駄な電気を使うと。省エネに反するような電気の使用方になっている。いらないところの空調をつけてみたり、そのような可能性もあるのかと。そちらの方で対応するのかという印象があるのですが。東京都内で太陽光発電等が増えてきた時に、上げDRをせざるを得ない事態も出てくるのかもしれないけれども、その部分というものは、このトップレベルのところでは考えずに、他のところで考えてもらって、上げDRにならないようなシステム構成といいますか、そのような事態といいますか。ここはあくまでも省エネということを基本に置けば、下げDRだけの表現でいいのではないかと思います。以上2点です。

○秋元委員長 ありがとうございます。では、お願いします。

○安達排出量取引担当課長 山本委員、御意見を大変ありがとうございます。まず、1点目のオンサイトとオフサイトの評価ということ、太陽光の評価といったところですが、必須項目の1.1でオンサイトができなかった場合にオフサイトに代えるといった場合に、必須項目を落とすという扱いにはしないということで今考えておりますので、そこは二重丸ではない、かっこ書きのほうの項目として取り扱うということです。オンサイトが敷地状況等からどうしても厳しいといった場合に、オフサイトでそれを代替することで実質的に必須項目はクリアできたと見なすという取り扱いにしたいという方向で、今、考えております。いっそ項目を一緒にしたらいいのではないかという御意見は、実は私どももそういったことは検討してみたこともあるのですが、先程のお話にも出ましたけれども、項目の明確化と、オンサイトとオフサイトの両方をやっつけようというものもあり得るだろうと、そういったことも踏まえまして、今回の御提案の中では、オンはオン、オフはオフということで項目を分けたということが1つ目です。

2つ目ですけれども、上げDRに下手に対応するとかえって無駄ではないかというお話ですが、ここはDRの上げに対して、どのように個々の事業所様で対応するかということは、もちろん工場と事務所というような用途によって色々違いはあるかと思いますが、今、私どもで、4.2のところでは評価をしようとしているものにつきましては、例えば蓄電や蓄熱が出来るようなシステム、設備を考えております。ですので、

先程委員のお話にありましたような、無駄なエアコンをかえってたくさん動かすといったことではなく、需要として、その時に使う用件がなければしっかりとためておく、それ以外の時間帯にまたそこから取り出して使うということも含めての上げDR対応とっておりますので、そうした対応であれば必ずしもエネルギーをかえって無駄使いするという心配はしない形で、うまく全体として回していけるのではないかと考えております。

上げDRは、確かに現段階では、なかなかすぐに実行するということは難しい部分もあるかと思えます。しかし、建物は、一度建ってしまった後、非常に長期間使っていくということで、大規模な設備更新などをしょっちゅうかけるということは難しい性格のものかと思えますので、将来そのようなことが出来るということを見据えた形で早い段階から対応していく、そのような社会に早く切り替えられるようにするという事は、方向性としてあって良いかということで、今、こちらの項目として検討しているということです。以上です。

○秋元委員長 よろしいでしょうか。1点、皆さんの御発言に関連して、今、山本委員からのお話にもありましたけれども、物理的にオンサイトPVが不可能な時と、可能だけれどもオフサイトPVに頼る、そういった場合もあろうかと思いますが、それは単純に今、点数が3.1で0点になるから物理的に可能、不可能にかかわらず結果的に点数の差で現れると考えればよろしいでしょうか。オンサイトのPVを設置出来るけれども、設置をしないという選択をされた場合に、特にペナルティーはないということですか。

○安達排出量取引担当課長 オフサイトで代替をした場合に、一定の容量といったものも併せて設定をしたいと思っておりますので、先生の御懸念のとおり、そのような形で少ししかやらないということになると当然点は低くなるということになりますので、そこは取組を頑張った人ほど点が入るという形には出来るかと思っております。

○秋元委員長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、一通り御意見を伺いましたので、続いてスライド13枚目から14枚目までの事務手続き負担の低減について、いかがでしょうか。御意見のある方は画面の挙手マークを押していただきますようお願いいたします。特にありませんか。山本委員、手が挙がったので、山本委員からどうぞ。

○山本委員 すみません。先に発言させていただきます。今、示していただいているところに、一番上の黒丸の1ですけれども、その2行目、根拠資料の作成方法の見直し等による負担軽減ということがありまして、これは非常にいいことだとは思っていますけれども、前回の検討会の2回目の時に意見が出て、コミッションやチューニングということが非常に大事だという意見があり、それに対して、私がそれほどあまりやられていないとか、そのような印象がありますと発言をさせていただいたと思います。ここの根拠資料の作成方法がいい加減とはならないとは思いますが、ここを負担軽減したことによってコミッションやチューニングがきちんと行われているかという実地調査内の検証や実地での検証など、そのあたりをどのように行っていくのかということは、非常に難しい問題かと思えます。先程来から省エネということは重要だという話はずっと出てきているところですが、特に設備の運用に関しては、コミッションやチューニングということが非常に大事なことになりまして、それをどのようにきちんとやっているかという検証するということをきちんと担保しながら根拠資料の作成方法の見直しや、簡易的な取り扱いにしていくなどそのあたりが結構難しい問題ですけれども、バランス良くやっていただければいいのかと思っております。意見です。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。単純な性善説だけに偏らないでほしいということだと思っておりますけれども、安達さん、何かコメントはありますか。

○安達排出量取引担当課長 山本委員、御意見をありがとうございます。今、秋元先生のお話にありました



けれども、この確認のところは本当に、信頼性の担保と資料上は書いてありますけれども、その部分というものは、非常にバランスを取ることが難しいところだと考えております。資料上の「根拠資料の作成方法の見直し」の意味合いとして、私どもとしては、作成方法とは、委員がおっしゃったような、本来必要なものを除くということは考えておりませんで、準備の仕方のようなところの意味合いも含めて、こちらの書き方をしたという部分がございます。

今、トップレベルは制度創設以降、取組を評価するという制度として運用しておりますので、やはり取組ということになると、人間がやった、やらないという話をどのように証明するのかということが非常に難しい課題として出てくるので、その確認のために、根拠資料と私どもは呼んでおりますけれども、ガイドライン上に「何々をしていること」と書いてあった時に、そのしていることの証明として根拠資料を御用意いただくという形で進めてきております。例えば運用関係であれば、きちんと日誌に毎日の記録が取ってあるなど、そのようなものを見せていただくことで本当にやっているということを確認してきたということですので、ガイドライン上定めたものについて、資料がなくてもやったと見なすということは考えておりません。そこはやはり基準の内容とセットで考えるべきものと思っております。

ただ、今後第四計画期間に関しましては、トップレベルの制度そのものが、再エネを入れるなど対策の種類ということだけではなく、義務率軽減を無しにするといった、制度上の位置付けも少し変わってくる部分がありますので、そういったものも含めてトータルで判断をしていく必要があるかと思っております。以上です。ありがとうございます。

○秋元委員長 よろしいでしょうか。他にありますか。

秋元がコメントしようと思っていたことは、山本委員のお話とも若干かぶるようなお話でして、これまでも抜き打ちサンプリングは実際に機器の仕様を記入する調査で行われてきたということですので、適切な頻度でぜひこれを抜き打ちのサンプリングをしていただきまして、信頼性を担保していただくということに努めていただきたいと思います。意見です。

他はありませんか。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 遠藤です。単純な質問ですが、この根拠資料の見直し等ということは、例えば今まで東京都が用意した書式に入れて審査を受けてくださいと言っていたものを減らして、東京都の書式でなくても、分かればいいという、そのようなものを増やしていくというイメージでしょうか。単純に、そのようなことでもないということでしょうか。すみません、私もこの見直しのイメージが今一つつかめなかったもので、質問しました。

○秋元委員長 では、お答えいただけますか。

○安達排出量取引担当課長 遠藤委員、ありがとうございます。根拠資料につきましては、都として御用意しているものは、電子ファイルで色々設備の内容等を御記載いただくようなものがメインになっていますが、ガイドライン上定められている根拠資料というものは、例えばガイドラインで、このようなことがあるかどうか、の確認をさせていただく事業所様の資料を、先程運転日誌と申しあげましたけれども、そういった資料を確認のために御提示いただけるように揃えていただいているようなことがございます。その時に、運転日誌だけではありませんが、ある根拠資料があるとして、事業所様は元々それを持っていらっしゃる。しかし、特定の評価項目に関係のあるところだけコピーを取られて、評価項目順に全部並べて綺麗にファイルを作ってくださいたり、といったケースがございます。

私どもとしては、コピーのようなものがなくても、原本をいつも使っている形でお見せいただくことで全く構わないのですが、やはり第三者がチェックする時のスムーズさなども御勘案いただいた上でそういった対応をしてくださっているのではないかと考えますが、そういったところも、該当

ページだけ写さなければいけないというルールは決して私どもは持っているわけではございません。そういった作業をきちんとするにも、きつとお時間をかけてくださっているのではないかと私どもは推測しておりますので、そうしたところのやり方、進め方のようなところも含めて、少し擦り合わせといたしますか、させていただくということ、これは検証機関も含めてということかもしれません、必要かと考えているというところです。

○秋元委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、私、2つに分けて御意見をいただくと申し上げましたが、残り16枚目から22枚目についても御意見を伺いたいと思います。これまでの検討事項のまとめについてです。いかがでしょうか。御意見のある方は、画面の挙手マークを押していただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。トップレベル事業所A、AA、AAAというような表記もここで提示していただいています、その内容も含めて何か御意見があればお願いします。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 これは前にもお願いしていたかと思いますが、お答えいただいたかどうか分かりませんが、19ページ目です。PALとERRとの評価技術の配点比率5:85:10について、ケーススタディーの結果の知見があったら教えていただきたいと思います。

○秋元委員長 御質問をありがとうございます。少々お待ちください。こちらでは配点比率に基づいてということでの5、85、10としていただいていますけれども、何か実際にどうなのかと、根拠のようなものがあればということですが。では、お答えをお願いします。

○事務局 先程の遠藤委員の御質問ですが、今、5:85:10としているところですが、現状のトップレベル事業所の点数の配分と獲得されている点数の配分というところを確認してしまして、実際の事業所で、先程も事務局から御説明をしていただいたと思いますが、そちらでシミュレーションを踏まえてこのような配分で実際に事業所の方で確認をしてしまして、この配分がいいのではないかとということで、このようなことを決めさせていただいたという状況です。よろしいでしょうか。

○秋元委員長 遠藤委員、いかがでしょうか。

○遠藤委員 分かりました。

○事務局 大丈夫です。確認はできているということです。ありがとうございます。

○秋元委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、他に特に無いようであれば次にまいりたいと思います。全体を通して、その他御意見などあります。岩船先生、お願いします。

○岩船委員 ありがとうございます。ここで言うことが適切かどうか分かりませんが、東京都さん、再エネをととても積極的に進めていらっしゃると思いますが、特に建物となると、やはり頼るのは太陽光になります。最後の加点のものを見ても、先程7点と足されているものがありましたが、だいぶ再エネによって評価が高くなるということ、これを改めて実感したのですけれども、今、パネルのサプライチェーンの問題ということは、何か東京都さんとして積極的に働き掛けるなど、そのあたりのチェックも強めるということも検討されていますか。もし御存知でしたら御教示いただければと思います。以上です。

○秋元委員長 よろしいですか。では安達さんからお答えをお願いします。

○安達排出量取引担当課長 岩船先生、ありがとうございます。おっしゃるとおり、東京都としては再生可能エネルギーの普及、拡大ということに大変力を入れているというところです。先生が今おっしゃったような点につきましては、ちょうど太陽光の義務化といったところも都は進めています、そうしたチームが中心となりまして、色々と協会さまとお話をしたり、取組、検討等を進めているというところです。またそうしたことにつきまして、トップレベル検討会ということではないですけれども、色々な形で都として

も適宜情報の発信をしたり、取組を進めているということについて御説明をするような場面もあろうかと思っておりますので、またそちらの場で詳しいお話などもさせていただければと思っております。ありがとうございます。

○秋元委員長 岩船先生、いかがですか。

○岩船委員 ありがとうございます。ぜひ、もしかしたらそれ自体が評価の項目に入り得ることであり得ると思っておりますので、そこはなるべく、こちらだけで決められることではないと思っておりますけれども、フィードバックとしてもそのような懸念もあるということ、東京都の中でも環境部門のところで協議していただけたらと思えました。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。PVに限らず、サプライの話を追跡することはなかなか難しいというところがあるかと思っておりますけれども、ぜひ、考慮しながら施策を構築していただきたいと思っております。ありがとうございます。他はいかがでしょう。では、皆さん、ありがとうございました。

それでは次に資料4のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは資料4につきまして説明します。今後のスケジュールについてです。まず、トップレベル検討会ですが、当初3回から4回程度開催予定ということで話をさせていただきましたが、今回無事3回目を開催させていただくことができました。今後の予定ですが、今回御意見いただきました内容を踏まえまして、来年度4月以降に中間取りまとめをさせていただきまして、第四計画期間の制度案の提示をさせていただいた上で、パブリックコメントをさせていただく予定です。今回、新たなお話としましては、このパブリックコメントで頂きました意見を踏まえた第四計画期間の改正内容について取りまとめをさせていただきまして、また再度こちらの検討会でその内容について報告をさせていただければと思っております。こちらを経まして決定事項の公表をさせていただきまして、条例改正等の手続きを進めさせていただきたいと考えています。私からは以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の議論は終了しました。今後事務局から今回提案の方向で専門的事項等検討会へ報告し、専門的事項等検討会で更に御意見が出た場合には、本日の委員の皆様御意見を踏まえて事務局にて検討を行い、差し支えなければ、検討結果の整理を委員長に一任いただくということでいかがでしょうか。

○望月委員 異議ありません。

○秋元委員長 ありがとうございます。それでは優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度の改正についての検討は、以上となります。皆様、御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○安達排出量取引担当課長 そうしましたら、秋元委員長、委員の皆様、御議論を大変ありがとうございました。以上で、優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度の改正についての議事につきましては終了しました。委員の皆様、改めまして、これまでさまざまな貴重な御意見を頂き、誠にありがとうございました。

以上で制度改正に関わる議論につきましては終了いたします。検討会を傍聴されている皆様につきましては、ここで退出操作をお願いいたします。併せまして、事務局からオフラインへの切り替えをいたします。ありがとうございました。

ありがとうございます。そうしましたら、これから15分程度休憩時間を設けまして、その後、検討会の議事を再開したいと思います。午後6時再開ということで先生方いかがですか。よろしいですか。

では、6時再開ということで、それまで少しどうぞ御休憩ください。ありがとうございます。

午後5時45分 閉会